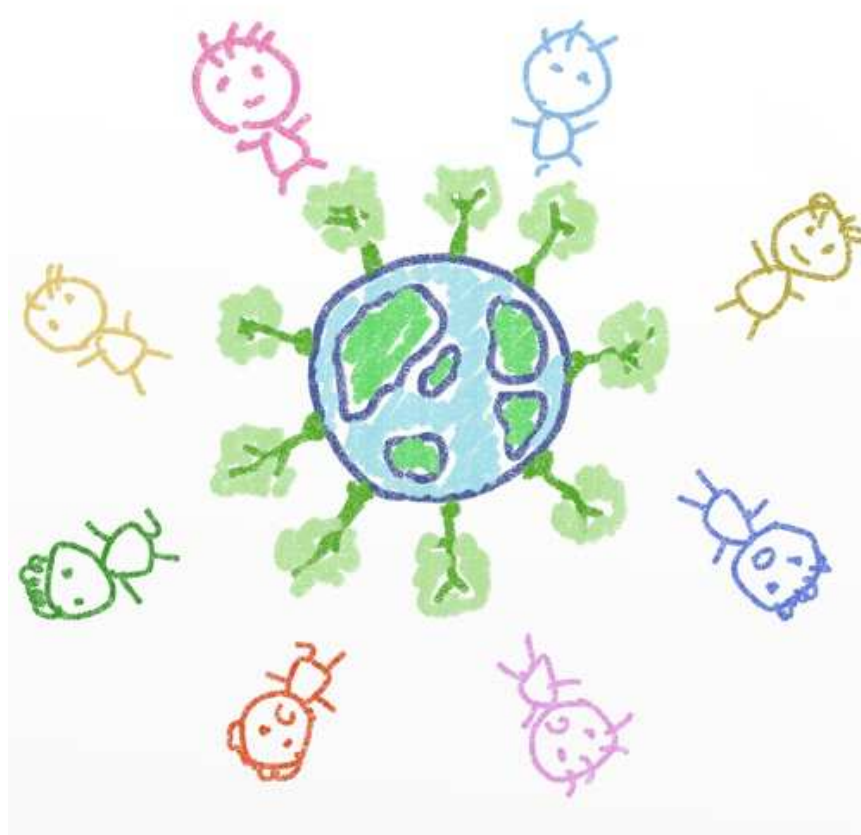


玉名市環境基本計画（案）

第1編 計画体系



平成31年2月

玉名市
環境整備課

第1章 計画の策定

第1節 計画の目的

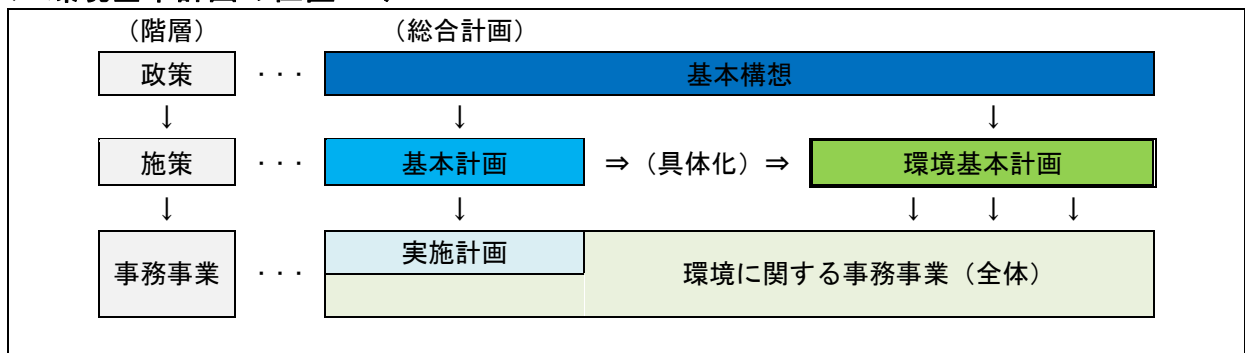
環境基本条例第3条第1項の基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが計画の目的です（条例第8条第1項）。

- ・基本理念・・・(1) 市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代へ継承していくこと。(2) 市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもと、自主的かつ積極的に、又は相互に連携協力すること。(3) 人と自然が共生し、循環を基調として、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を実現すること。

第2節 計画の位置づけ

環境基本計画は、総合計画の基本計画と同じ階層である施策の位置づけで、環境に関する施策をより具体化します。上位にある総合計画の基本構想の影響を受け、下位にある環境に関する事務事業（総合計画の実施計画を含む）に影響を与えます。

◆ 環境基本計画の位置づけ



第3節 計画の期間

総合計画の基本構想及び基本計画に対応させるため、計画期間は10年とし、5年目の平成35年度に中間見直しを行います。

◆ 環境基本計画の期間

年度（平成）		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
総合計画	基本構想	（10カ年）													
	基本計画	前期（5カ年）					後期（5カ年）								
環境基本計画				（10カ年）											

中間見直し

第4節 計画の対象範囲

総合計画の基本目標「自然と暮らしを守る ふるさとづくり」に対応する主要施策のうち、「自然環境の保全」、「環境保全への意識啓発」、「循環型社会の形成」を環境基本計画の対象範囲とします。

◆ 環境基本計画の対象範囲

基本目標	主要施策	施策区分
自然と暮らしを守る ふるさとづくり	自然環境の保全	①地下水の保全
		②河川環境の保全
		③沿岸環境の保全
		④森林環境の保全
	環境保全への意識啓発	⑤環境保全意識の向上
		⑥環境保全活動の支援
		⑦公害の防止
		⑧温暖化の防止
	循環型社会の形成	⑨ごみ分別収集の推進
		⑩循環型社会システムの構築
		⑪不法投棄の監視強化

第5節 計画の策定プロセス

計画の策定プロセスでは、市民参加を重視しています。

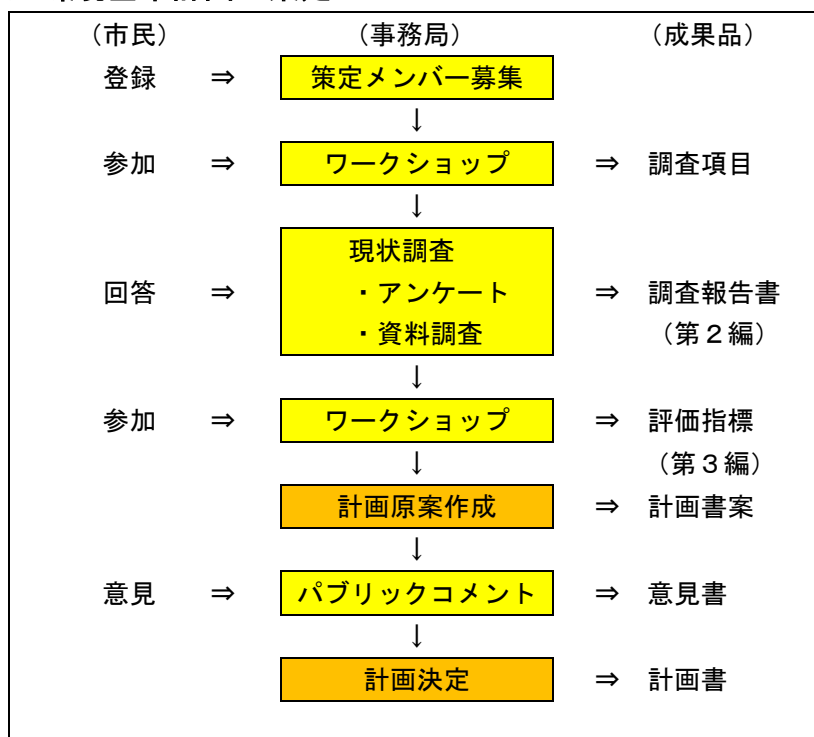
現状調査の前段階で、市民から策定メンバーを募集し、ワークショップにより、調査項目を決定しました。

現状調査では、無作為抽出による1,500人の市民を対象にアンケートを実施しました。

現状調査後は、調査報告書を基にワークショップを実施し、評価指標を決定しました。

計画書案は、パブリックコメントを募集しています。

◆ 環境基本計画の策定プロセス

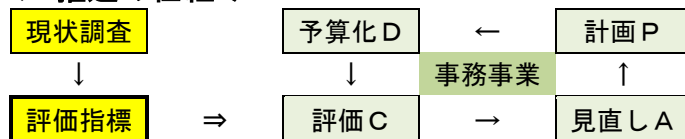


第2章 計画の推進

第1節 計画の推進方法

現状調査から導かれる評価指標をエンジンにして、事務事業のPDCAサイクル（計画、予算化、評価、見直し）を回し、計画を推進します。

◆ 推進の仕組み



第2節 計画の推進スケジュール

平成30年度に策定する評価指標を用いて、平成31年度から平成35年度まで、毎年度、事務事業評価と事務事業見直しを行い、環境の保全及び創造を推進します。

同様に、平成35年度に中間見直し予定の新評価指標を用いて、平成36年度から平成40年度まで、毎年度、事務事業評価と事務事業見直しを行い、環境の保全及び創造を推進します。

◆ 環境基本計画の推進スケジュール

